

契 約 事 務 規 程

東京臨海高速鉄道株式会社

契約事務規程

第1章 総則

(通則)

- 第1条 東京臨海高速鉄道株式会社（以下「会社」という。）が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関する事務については、別に定めがある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。
- 2 国、地方公共団体及びこれらに準ずる団体等と締結する協定については、この規程を適用しないものとする。

(用語の定義)

- 第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 契約担当者

総務部長又は総務部長からあらかじめ契約に関する事務処理の権限を委任された者をいう。

(2) 電子入札システム

公益財団法人東京都中小企業振興公社が運営するポータルサイト「ビジネスチャンス・ナビ」における電子入札機能のことをいう。

(3) 電子入札案件

会社が行う契約に関する事務を電子入札システムにより処理する案件のことをいう。また、会社が行う全ての契約に関する事務処理において、電子入札システムを使用することができる。

(契約方法)

- 第3条 契約は、競争契約、独占契約、緊急契約、少額契約又は特定契約によるものとする。

(契約の相手方の欠格事項)

- 第4条 次の各号の一に該当する者は、特別の理由がある場合を除き、契約の相手方とすることはできない。これを代理人として使用する者についてもまた同様とする。

(1) 成年被後見人

(2) 被保佐人

(3) 破産者で復権を得ない者

- 2 前項の規定によるほか、東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第4号に規定する暴力団関係者及び東京都が東京都契約関係暴力団等対策措置要綱第5条第1項に基づき排除措置期間中の者として公表した者（ただし、排除措置期間中に限る。）の場合は、契約の相手方とすることはできない。

(取引の停止)

- 第5条 次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後2年を限度として契約の相手方としないことができる。また、その者を代理人、支配人その他の使用者として使用する者についても同様とする。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

- (2) 競争入札等において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」等、法令に抵触する行為をした者
- (4) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (5) 監督又は検査の実施に当たり、社員の職務の執行を妨げた者
- (6) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (7) その他会社が不適当と認める者

(予定価格の作成)

第6条 契約担当者は、契約を締結しようとするときは、あらかじめ当該契約に係る予定価格を定め、その予定価格を記載した書面を作成しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合はこの限りではない。

- (1) 予定価格の設定が困難なとき
 - (2) 契約の内容が軽微なとき
- 2 前項の書面は、指名競争入札による場合においては、これを封書にし、開札の際にこれを開札場所に置かなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、電子入札案件にあっては、開札の日時までに電子入札システムに予定価格を登録するものとする。

(予定価格の決定方法)

第7条 予定価格は、当該契約の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価について、その予定価格を定めることができる。

- 2 予定価格は、契約の目的となる物件または役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。
- 3 前項の予定価格は、契約担当者が決定する。
- 4 予定価格は秘密とし、契約の相手方の決定後といえども、これを公表してはならない。

第2章 競争契約

第1節 競争契約の方法

(競争契約及び方法)

第8条 契約の相手方となりうる者が複数いる場合には、競争契約によるものとする。

- 2 競争契約は次的方式により契約の相手方を決定する。
- (1) 指名競争入札 資力、信用その他について適切と認める特定多数を通知によって指名し、その特定の参加者をして入札の方法によって競争させる方式
 - (2) 複数見積り 契約条項その他見積りに必要な事項を示して2者以上の者から見積書を徴し競争させる方式

- (3) 企画コンペ・プロポーザル 個別に定める要綱に基づき提案方式により実施する次の方
ア 企画コンペ方式 対象業務に関する具体的な企画提案を審査し、最も優れた企画案を選
定する方式
イ プロポーザル方式 対象業務に対する発想や課題解決方法及び取組体制等の提案を審査
し、最も適切な創造力、技術力、経験等を有する事業者を選定する方式

第2節 指名競争入札

(指名競争入札による場合)

第9条 予定価格が500万円以上の物品の買入等の契約及び予定価格が1,000万円以上の工
事等の契約については、原則として指名競争入札によらなければならない。

(指名競争入札の参加者の資格)

第10条 指名競争入札に参加する者に必要な資格は、次の各号いずれかの条件を有するこ
とにより得られるものとする。

- (1) 東京都の「競争入札参加有資格者名簿」に登録されていること
 - (2) 指名競争入札への参加を希望し、会社がその適格性を有すると認めたとき
- 2 前項の規定にかかわらず、現に東京都において指名停止その他の処分を受けている者
は、指名競争入札に参加する資格を有しないものとする。

(入札参加者の指名)

第11条 契約担当者は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札に
参加することができる資格を有する者のうちから、なるべく5者以上指名しなければな
らない。

- 2 前項の場合においては、次の各号の事項をその指名する者に通知しなければならない。
(1) 指名競争入札に付する事項
(2) 契約条項を示す場所
(3) 電子入札案件にあっては、その旨
(4) 指名競争入札執行の日時及び場所
(5) 前各号のほか、指名競争入札について必要な事項
- 3 第1項により指名した者が、開札までの間に、第4条に定める欠格事項に該当する者
であることが判明したときは、当該指名を取り消すものとする。

(指名業者等選定委員会への付議)

第12条 契約担当者は、予定価格が500万円以上の物品の買入等の契約及び予定価格が
1,000万円以上の工事等の契約に関して前条第1項の規定により指名競争入札に参加さ
せようとする者を指名するときは、別に定める指名業者等選定委員会の議を経なければ
ならない。

(入札の方法)

第13条 契約担当者は、入札に加わろうとする者をして入札書に必要事項の記載及び記名
押印をさせたうえ、あらかじめ指名通知において示した日時及び場所に提出させなけれ

ばならない。

- 2 前項の入札は、代理人をして行わせることができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、電子入札案件にあっては、所定の入札期間内に、入札者をして入札金額その他必要事項（以下「入札事項等」という。）を電子入札システムに登録させることをもって、同項に規定する入札書の提出に代えることができる。
- 4 前項の入札事項等は、電子入札システムに登録された時に契約担当者に到達したものとみなす。

(開札及び再度入札)

第14条 開札は、入札の終了後、直ちに、当該入札場所において入札者を立ち会わせて行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、電子入札案件にあっては、契約担当者が電子入札システムにより開札することができる。
- 3 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- 4 第1項の規定により開札した結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（第16条第2項の規定により最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき）は、直ちに再度の入札を行うことができる。

(落札者)

第15条 入札においては、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、次条の定めるところにより予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者以外の者を落札者とすることができる。

(最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合)

- 第16条 契約担当者は、工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないとそれがあると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。
- 2 契約担当者は、工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるとときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。
 - 3 前2項の実施に必要な手続き等は、「低入札価格調査制度に関する要綱」及び「最低制限価格制度に関する要綱」による。

(同価の入札)

第17条 契約担当者は、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

(入札の無効)

第18条 次の各号の一に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名若しくは押印のないもの
- (3) 同一事項の入札について2通以上の入札書を提出したものに係る入札
- (4) 他人の代理を兼ね又は2者以上の代理をしたものに係る入札
- (5) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正したもの
- (6) 一定の金額で価格を表示していないもの
- (7) その他不正行為があった場合又は入札に関する条件に違反した場合

(入札結果の通知)

第19条 契約担当者は、開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に知らせるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、電子入札案件にあっては、前項に定める入札結果を電子入札システムにより入札者に通知することができる。

(入札経過調書の作成)

第20条 契約担当者は、開札した場合においては、入札の経過を明らかにした入札経過調書を作成し、当該入札に係る入札書その他の書類とともに保存しなければならない。

第3節 複数見積

(複数見積)

第21条 予定価格が500万円未満の物品の買入等の契約及び予定価格が1,000万円未満の工事等の契約については、原則として複数見積の方式で契約を締結するものとする。

(見積書の徵取と契約の相手方の決定)

第22条 契約担当者は、複数見積の方式で契約を締結しようとするときは、契約事項その他見積りに必要な事項を示して、複数の見積書を徵さなければならない。

2 前項の見積書に記載された価格が、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低である者を契約の相手方とする。

3 前項の規定による契約の相手方が第4条に定める欠格条項に該当する者であったときは、相手方の決定を取消し、その者を除き見積書に記載された価格が最低である者を契約の相手方とすることができる。

第3章 独占契約、緊急契約、少額契約、特定契約

(独占契約等による場合)

第23条 第8条の規定に係わらず、以下各号の一に該当する場合は、特定の契約の相手方と契約することができる。

- (1) 独占契約 特許、著作権、所有権等の関係により、契約の相手方が明らかに唯一の契約
- (2) 緊急契約 緊急の必要により競争契約を行う暇がなく、1者とのみ契約手続きを行う契約で、次の1に該当するもの
 - ア 事故が発生した場合
 - イ 車両の故障、施設等の障害及び自然災害等が発生し、安全・安定輸送及びお客さまサービスの確保を図る上で速やかな対応が必要と認められる場合
 - ウ その他、特に緊急の対応が必要と認められる場合
- (3) 少額契約 契約事務の簡素効率化を図るため、1者とのみ契約手続きを行う契約で、次の1に該当するもの
 - ア 予定価格が1件100万円未満かつ1品の単価10万円未満の物品購入
 - イ 1件30万円未満の軽微な委託・賃貸・修繕・工事
 - ウ 保安上早急な対応を要する1件100万円未満の修繕・補修工事
- (4) 特定契約 適切な契約相手方が特定の1者しかいない契約で、競争契約、独占契約、緊急契約及び少額契約のいずれにも該当しない契約

(見積書の徴収)

第24条 契約担当者は、前条に規定する契約によろうとするときは、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、見積書を徴さなければならぬ。ただし、「契約事務規程等の運用指針」第5条に示す「軽微な契約」の場合は、この限りではない。

(指名業者等選定委員会への付議)

第25条 競争契約、緊急契約及び特定契約による契約で、予定価格が500万円以上の物品の買入等の契約及び予定価格が1,000万円以上の工事等の契約における業者等の選定に当たっては、契約担当者は、別に定める指名業者等選定委員会の議を経なければならない。

第4章 契約の締結

(契約書の作成)

第26条 契約の相手方を決定したときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、その記載を要しないものとする。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額
- (3) 履行期限
- (4) 契約履行の場所
- (5) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (6) 監督及び検査
- (7) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (8) 危険負担
- (9) 瑕疵担保責任
- (10) 契約に関する紛争の解決方法

(11) その他必要な事項

(契約書の作成省略)

第27条 契約担当者は、次に掲げる場合においては、前条の規定にかかわらず、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 契約金額が200万円未満のとき
- (2) 契約の内容・性質を勘案し、その必要がないと認められるとき

(請書等の徵収)

第28条 契約担当者は、前条の規定により契約書の作成を省略する場合においても、「契約事務規程等の運用指針」第5条に示す「軽微な契約」の場合を除き、契約の適正な履行を担保するため、原則として請書その他これに準じる書面を取得するものとする。

(契約に関する特別の措置)

第29条 契約担当者は、必要があると認められる場合には、入札保証金又は契約保証金の設定等の措置を講ずることができる。

第5章 契約の履行

(前払金)

第30条 契約担当者は、必要があると認められる場合には、契約の相手方に対し、次の各号の区分に応じ当該各号の金額の範囲内において、前払金を支払う契約を締結することができる。この場合においては、契約の相手方をして「公共工事の前払金保証事業に関する法律」（昭和27年法律第184号）に定める保証事業会社と前払金保証契約を締結させ、その保証書を会社に寄託させるものとする。

- (1) 契約金額が24億円未満の場合 契約金額の3割（土木工事、建築工事及び設備工事については4割）を超えない額（2億4千万円を限度とする。）
 - (2) 契約金額が24億円以上の場合 契約金額の1割を超えない金額
- 2 前金払をした後において、設計変更その他の理由により契約金額を変更した場合において、その増減額が著しいため、前払金の額が不適当と認められるに至ったときは、当該変更後の金額に応じて前払金を追加払いし、又は返還させることができる。
 - 3 前払金の支払いを受けた者が次の各号の一に該当する場合は、既に支払った前払金を返還させることができる。
 - (1) 保証事業会社との間の保証契約が解除されたとき
 - (2) 会社との間の契約が解除されたとき
 - (3) 前払金を当該前払金に係る工事以外の経費の支払いに充てたとき

(部分払)

第31条 契約担当者は、契約の状況により相手方の債務の履行完了前に、その出来高に基づいて契約代金の一部を支払うことを内容とする契約の締結をすることができる。

- 2 部分払の金額は、その出来高の10分の9を超えないものとする。

(一部完成払)

第32条 契約担当者は、契約の相手方の債務履行完了前に、その一部について受け渡しを必要とする場合は、当該目的物の一部の引渡しを受けるとともに、その受け渡し部分に対する対価の支払をすることを内容とする契約を締結することができる。

(契約の不履行)

第33条 契約担当者は、契約の相手方がその責に帰すべき事由により契約を履行しないとき、又は契約の履行が契約の相手方の責に帰すべき事由により不能となったとき、その他契約の相手方が契約の条項に違反し、その違反により契約の目的を達することができないときは、契約を解除しなければならない。

第6章 監督及び検査

(監督及び検査)

第34条 契約担当者は、工事等の契約及び物品等の買入等について、その適正な履行を確保するため、監督員をして監督を行わせなければならない。また、履行の完了（給付の完了前に代価の一部を支払う場合において行う工事もしくは製造等の既済部分の確認を含む。）を確認するため、検査員をして検査を行わせなければならない。

- 2 前項に定める検査員は、原則として当該契約に係る工事や物品買入等を行う主管課（室）の課（室）長（以下「主管課長」という。）とする。ただし当該契約に係る主管部（室）長（以下「主管部長」という。）が指定する社員とすることもできる。監督員は、主管課長又は主管部長が指定する社員とする。
- 3 監督員と検査員は、原則として兼務することができない。

(監督又は検査を円滑に実施するための約定)

第35条 契約担当者は、監督又は検査の円滑な実施を図るため、必要があるときは、当該契約の相手方に監督又は検査に協力させるために必要な事項を約定しなければならない。

(監督員の一般的職務)

第36条 監督員は必要があるときは、工事等の契約に係る仕様書及び設計書に基づき、当該契約の履行に必要な細部設計図、原寸図等を作成し、又は契約の相手方が作成したこれらの書類等を審査して承認の手続きを取らなければならない。

- 2 監督員は必要があるときは、契約の履行について、立会い、工程の管理その他の方法により監督をし、契約の相手方に必要な指示をするものとする。
- 3 監督員は、監督の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることがないようにするとともに、監督において特に知ることができたその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

(監督員の職務の特例)

第37条 主管部長は、第34条第3項の規定にかかわらず、特に必要があると認められるときは、契約の相手方がその給付を行うために使用する材料の検査を監督員に行わせることができる。

(検査員の一般的職務)

第38条 検査員は、契約についての給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事等の既済部分の確認を含む。）につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る関係社員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない。

2 検査員は、前項に定める契約について、契約の相手方がその給付を行うために使用する材料につき、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、その内容及び数量について検査を行わなければならない。

3 前2項の場合において必要があるときは、破壊若しくは分解又は試験して検査を行うものとする。

(検査調書の作成等)

第39条 検査員は、前条第1項の検査を完了した場合においては、検査調書を作成し、その結果を契約担当者に報告しなければならない。

(検査調書の作成省略)

第40条 請負契約又は物件の買入れその他の契約に係る給付の完了の確認のための検査であって、当該契約金額が200万円未満の契約に係る検査調書の作成は、これを省略することができる。

(監督又は検査の委託)

第41条 主管部長は、第34条の規定にかかわらず、特に必要があるときは、社員以外の者に委託して当該監督又は検査を行わせることができる。

2 前項の規定により、社員以外の者に委託して監督又は検査を行わせた場合においては、主管部長は、検査員に対し、当該監督又は検査の結果の確認及び当該確認の結果を記載した書面の作成を行わせなければならない。

附則

1 この規程は、平成3年4月1日から施行する。

2 この規程に必要な書類の様式は、別途定める。

附則（平成10年3月5日9東臨総第695号）

1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附則（平成16年12月3日16東臨総第402号）

1 この規程は、平成16年12月10日から施行する。

附則（平成27年3月11日26東臨総第602号）

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則（平成 28 年 2 月 15 日 27 東臨総第 562 号）

1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 28 年 10 月 26 日 28 東臨総第 394 号）

1 この規程は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

附則（平成 31 年 3 月 8 日 30 東臨総第 641 号）

1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 5 年 10 月 3 日 5 東臨総第 402 号）

1 この規程は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。

附則（令和 6 年 10 月 24 日 6 東臨総第 417 号）

1 この規程は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。